



出水市建設産業担い手確保支援事業（令和4年7月現在）



建設産業担い手確保の趣旨・目的

建設産業は、地域のインフラの整備・維持の担い手であると同時に、地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在である。建設産業を支える技術者等の確保・育成等のため支援をするものである。

用語の定義

<建設事業者>・・・建設業法第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し、常勤の技術者及び技能労働者を雇用するものいう。

<技術者>・・・建設業法第26条に規定する主任技術者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。（①～③）

<技能労働者>・・・建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者であって、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。（①～③）

項目	技術者・技能労働者（以下「技術者等」という。）の			④建設業魅力発信イベント等補助金
	①転入就職祝い金	②資格取得等支援金	③新卒者雇用支援金	
対象者	建設事業者に就職するため本市に転入した 技術者等 （転入日と就職日の間が3月未満に限る。）	技術者等の建設工事に必要な資格の取得、講習会の受講、訓練等に要する経費を負担する 建設事業者	新卒者を常勤の技術者等として雇用し、当該新卒者に奨励金を支給する 建設事業者	本市の建設業の魅力を発信するイベント等を本市において実施する 建設事業者の団体等
対象経費	なし （転入日又は就職日のいずれか遅い日を起算日として、1年間当該事業者での勤務を継続したときに1年目の補助の対象となる。） 起算日がR4.4.1以降の技術者等が対象	(1)建設業法第27条の技術検定に係る検定料 (2)鹿県労働基準協会・建災防鹿県支部の技能講習等に係る受講料等 (3)出水共同訓練校の授業料 ※他機関等からの助成を受けた残りの額が対象経費となる。	新卒者（雇用してから1年の者に限る。）に支給する奨励金（新卒者1人当たり10万円以上に限る。） 雇用日がR4.4.1以降の新卒者に支給する奨励金が対象 奨励金とは、通常支払われる賃金、給料、手当、賞与等以外に支払われる金銭をいう。	(1)重機等の借上料（当該団体等の会員が所有するものの借上料を除く。）及び回送費 (2)パンフレット等の作成費 (3)食糧費（イベント等の来客者用に限る。） (4)会場使用料、出展料等
補助金等	1年目 祝い金10万円 （その後も要件を満たせば2・3年目もそれぞれ10万円）	対象経費の2分の1（1人1検定等につき上限1万円。出水共同訓練校長期課程は上限3万円）	新卒者1人当たり5万円 （1事業者当たり2人まで）	対象経費の2分の1（上限10万円）
申請書の添付書類	<1～3年目> ・在籍証明書及び住民票の写し <1年目> ・健康保険証及び履歴書の写し ・資格者証の写し（技術者） ・講習会受講証明書等（技能労働者）の写し	・技術者等が検定等を受けた証拠書類の写し ・検定料等を建設事業者が支払った証拠書類の写し ・他機関等への経費支援申請書類等の写し R4.7.8以降に受けた検定、講習会、訓練が対象	・新卒者の学歴等新卒であることが分かる書類 ・新卒者が検定等を受講した証拠書類の写し ・新卒者の工事履歴が分かる書類 ・新卒者の健康保険証の写し ・新卒者が発行する奨励金の領収書	・事業計画書 ・収支予算書 ・団体の概要書（団体の規約・会則や構成員名簿） ・イベント等において来客者に対し実施するアンケート案